

身につけよう 交通ルールとヘルメット ～自転車を安全に利用しよう～

◎ 自転車は車道通行が原則

自転車が歩道を通行できる場合は？

- 歩道に自転車歩道通行可の道路標識等があるとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者が自転車を運転するとき
- 安全に車道を通行することに支障がある身体の障害を有する人が自転車を運転するとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側を通行することが困難である場合など自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき



中村警察署
452-0110



自転車・オートバイ盗難防止～鍵を二重にかけましょう

現在、中村警察署管内では、特殊詐欺の他、自転車盗が多発しています。

自転車やオートバイには、

- ☆ 必ずカギをかけましょう。
- ☆ 丈夫な錠でツーロック（複数施錠）が基本です。
- ☆ 自転車防犯登録、二輪車防犯登録（オートバイ）をしましょう。
※防犯登録は、盗難された場合などに持ち主に戻すためのものです。
- ☆ 防犯カメラの設置等、管理された見通しの良い駐輪場・駐車場にとめましょう。

自転車盗の被害者の半数以上が鍵を掛けていなかったというデータもあることから、ツーロックを必ず実施し被害の防止に努めましょう。



新明交番の戒矢です。
落とし物や地理案内等困ったことや、ちょっと気になることなどお気軽にご相談ください！

ヘルメット着用努力義務

愛知県では、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、同年10月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっていました。道路交法改正により、令和5年4月から愛知県内に限らず、日本国内全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。



愛知県警公式アプリ「アイチポリス」を是非インストールしてください！